

## ◎新潟県告示第334号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

新潟都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## ◎新潟県告示第335号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 都市計画の種類

新潟都市計画区域区分

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 新潟都市計画市街化区域

## ア 追加する部分

新潟市北区太田字松影、字上黒山、島見町字磯辺、字浜原、字浦地、字上割地、字上往来、字大道、字横山、新富町、西名目所、横土居字川前及び字新川前の各一部

新潟市東区西野字切添、字中田、字下田、中野山字大堀外、海老ヶ瀬字大剣、河渡及び竹尾4丁目の各一部

新潟市中央区女池上山1丁目、女池上山2丁目、女池上山3丁目、女池上山4丁目、女池上山5丁目、愛宕3丁目、南出来島1丁目、南出来島2丁目、南長湯、長湯字本村前、字新田前、鳥屋野字中沼、字東割前、大島字割前、女池字西前沢、鐘木、俵柳字木山、久蔵興野字中沖、湖南、長湯字長湯、姥ヶ山1丁目、下大川前通2ノ町、下大川前通3ノ町、下大川前通4ノ町、下大川前通5ノ町、下大川前通6ノ町、下大川前通7ノ町、柳島町1丁目、柳島町2丁目及び柳島町3丁目の各一部

新潟市江南区西野字中田、字下田、茗荷谷字西圃、字東圃、丸山ノ内善之丞組字浦郷、西山字赤

田、字木山及び字荒田の各一部

新潟市秋葉区新津東町3丁目、東金沢字大野中、北上字中曾根、字南、下興野字埋堀、字湯端、字中曾根、新津字埋堀、下興野町、北上1丁目及びさつき野2丁目の各一部

新潟市南区戸頭字川田、田中字屋敷、字みの口前、上下諏訪木字屋敷、白根字杉菜方、字二之町、字三之町、字四之町、字五之町、字裏二之町、字裏三之町、字南桜町、字重右エ門小路、字横一番町、字上横町、字魚町、字昇平町、字栄町、字九軒町、字重右エ門小路南桜町、白根東町1丁目、七軒町、白根四ツ興野、鯨湯1丁目、能登1丁目、能登2丁目、白根日の出町、平成町、白根水道町、白根魚町、大通1丁目、大通2丁目、大通南1丁目、大通南2丁目、大通南3丁目、大通南4丁目、大通南5丁目、大通黄金1丁目、大通黄金2丁目、大通黄金3丁目、大通黄金4丁目、大通黄金5丁目、大通黄金6丁目、大通黄金7丁目、大通西、親和町及び杉菜の各全部並びに戸頭字村中、字玄長、字下畑、田中字前、字屋敷付、字浦川田、浦梨字浦、和泉字家西、字家東、字扇田、鍋湯字浦、白根古川字大坪、字田尾、鷲ノ木新田字曾根、字諏訪木島、北田中字堀留、字宮下、山崎興野字生湯、上塩俵字タフ、下塩俵字土居外、字土居内、上下諏訪木字論地、字焼野、字十二割、字赤池、字川原、字前、字藁口、白根字横山町、字川根湯、字相生町、字十人割、字船居町、字一之町、字六之町、字旭町、字桜町、字横二番町、字町浦、字金山、字和泉、白根ノ内七軒字藁口、字砂押、助次右エ門組字ミノ口、能登字藁口、字前、字藁口、七軒字古川浦、字前、字佃、鯨湯字堀東、字四反田、字小湯及び神屋字前田の各一部

新潟市西区小新字白鳥、亀貝字堤、字前田、小針1丁目及び平島字道下の各一部

新潟市西蒲区巻甲字新町通二番町、字新町通三番町、字寺町通一番町、字寺町通二番町、字本町通二番町、字本町通三番町、字本町通四番町、字本町通七番町、字巻浦、字飛地、堀山新田字裏屋敷、赤鎔字行塚、天竺堂字五百野、平野字浦田、鮎字大道上、曾根字一ノ丁、字江向、字五ノ丁、字三ノ丁、字二ノ丁、字六ノ丁、字六分及び旗屋の各全部並びに下和納字堀田、和納字稲場、字圃ノ内、字金丸、字三田、字十二林、字童子、字川原、字五百野、字谷内、高橋字ヤマハリ、押付字浦田、字北割、字志戸、字新辻、字前谷内、矢島字浦田、字日ノ詰、字屋敷添、字上川原、槇島字イハタ、字下り、字十三分、字戸中戈、字樋詰、字前畑、川崎字浦田、字下辻、字高田、字屋敷添、字灰塚、平野字下山屋敷、鮎字西田、字浜道上、字浜道下、字原、字東田、曾根字大田、字大縄場、字見帯、字沢海、字下地、字新地、字富出、字四ノ丁、旗

屋字浦廻り、字中島、字西川川原、字ニレンデン、字舟場、字前谷内、字屋敷廻、松崎字松崎、字百人切、善光寺字北畑、字土手上、字前田、字屋敷、字屋敷浦、巻甲字梅屋、字赤縮境、字行塚、字新町通一番町、字新道、字土手外、字飛落、字中江、字本町通一番町、字本町通五番町、字本町通六番町、字蓮田、字船場、字横江、字割前表、字渡場小路、巻乙字形部川原、字形部、字越石、字主膳郷屋、字主膳川原、堀山新田字内沼、字川原、字下屋敷、赤縮字一心作、字上野、字大道上、字川前、字砂山、字谷内、中郷屋字筒内、葉萱場字諏訪割、字砂押、字中割、字長作、字留割、割前字居掛、安尻字赤縮境、字割前、下和納字堀田、馬堀字館ノ腰、字蓮原、漆山字川東、字川西、字沢田、字砂押、字中曾根、字本途及び字四十歩割の各一部

新発田市富塚町1丁目、富塚町2丁目、富塚町3丁目、荒町字上端、東新町4丁目、板敷字中郷、緑町2丁目、城北町3丁目、新富町2丁目、中田町1丁目、中田町3丁目、小舟町1丁目、小舟町3丁目、中曾根町1丁目、中曾根町2丁目、中曾根町3丁目、舟入町3丁目、新栄町2丁目、島潟字弁天、舟入字家裏、字念仏塚、東塚ノ目字細田、小舟渡字神明前、中曾根字通り下、字中坪、奥山新保字泓及び字矢詰の各一部

北蒲原郡聖籠町東港3丁目及び東港4丁目の各一部

イ 削除する部分

新潟市北区横土居字川前、字新川前及び字六本山の各一部

新潟市秋葉区古津字南郷、字北郷、西島字古通及び草水町2丁目の各一部

北蒲原郡聖籠町東港2丁目、東港3丁目及び東港4丁目の各一部

(2) 新潟都市計画市街化調整区域

ア 追加する部分

新潟市北区横土居字川前、字新川前及び字六本山の各一部

新潟市江南区沢海字辰ノ口、字六勢、阿賀野1丁目及び阿賀野2丁目の各全部並びに横越字上郷、字前川原、字観音島、字中島、沢海字万願寺前、字植込、字東裏、字焼山、字仲作、字奉公人地、木津字小池島及び小杉字上川原の各一部

新潟市秋葉区満願寺字中島、字土手外、新郷屋字源次郎作、安養寺字中島、字四ヶ村境、字堤下、字飛鳥、字内川、字飯田川、字中川、浦沢字櫛島及び牧ヶ鼻字富島の各全部並びに古津字南郷、字北郷、西島字古通、草水町2丁目、大安寺字土手外、中新田字久保、満願寺、字稲場、字枝橋、字原中、字明六割、字土手前、七日町字原中、覚路津、子成場、字川原、蕨曾根、字川原、大秋、小口字

御神、字西山前、字諏訪田、字元屋敷、大関字西高野、下新字堤外、字見取、市新字堤外、金谷字深川野、字新郷屋飛地、新郷屋、字居浦、字堤下、字川中、字村下、六郷字筑柳、北字道上、字勘七田、次屋字堤外、安養寺字天王、字川端、阿部新、小須戸字雁巻、字川原、横川浜字雁巻、小向字大善町、字苗代、字中蔵、字大荒田、水田字中谷内、字稲場、字蛇喰及び字滝沢の各一部

新潟市南区新飯田字大割、字町屋敷、字町浦、字古町、字館、字中村、字吉上、字高田、字松子江、字大善町、字諏訪田、字仲作、字寺屋敷、字隅田、字前谷内、字大谷内、字荒田、字川原、字上新田境、字庚筒上、字早稲田、字清水境、上新田字川原、字諏訪裏、字居廻、字戸井中、字境畑、字鍋田、茨曾根字九番割、字拾参番割、字拾六番割、字拾七番割、字拾九番割、字式拾番割、字式拾壹番割、字式拾四番割、字参拾番割、字参拾壹番割、字参拾貳番割、字参拾五番割、字参拾六番割、字参拾七番割、字四拾番割、字四拾壹番割、字四拾四番割、字四拾五番割、字五拾四番割、字六拾五番割、字六拾七番割、字六拾八番割、字七拾壹番割、字七拾貳番割、字七拾三番割、字寺浦、字江戸田、字蔵郷、字六反、字桑畑、字江割、字金鉢、字拝領、字代官作、字関上、字嵐、字新通、字谷地、字嵐潟、字下嵐、字上嵐、字七畝割、字新田、字百間通、字京屋、字中曾根、字苗代潟、字潟端、字荒田、字道潟浦、字田尾、字下茨、字参拾参番割、字参拾四番割、字拾番割、字丸潟、字拾五番割、字十二番割、字十一番割、字式拾五番割、字六拾九番割、字七拾番割、東萱場字貳人割、字参人割、字四人割、字五人割、字更ヶ田、字江内、字上反甫、字古屋敷、字油田、字土居上、字土居下、字長田、字蓮田、字丸潟浦、字川原、字東萱場、字下谷地、字下谷内、兔新田字江端、字塚田、字川田、字大畑、字城ノ腰、字堤上、字江面、字川原、古川新田字筒場、字鴨地潟、字古辻、字須田川道西、字腰廻、字須田川道東、字川原巻、字大池、字川原、字砂川原、真木字澤、字前田、字筒場、字鴨地潟、字阿部作、字尻地、字大坪、字五人割、字江向、字戸頭江向、字佐右衛門田、字荒田、庄瀬字兎境、字柄杓池、字腰廻、字上筒場、字古川浦、字中作、字大楽、字入樋、字下筒場、字庄用外、字上田保、字上谷内、字砂田、字上道田、字東用外、字下道田、字式拾苜、字宮田、字下千苜、字上千苜、字大坪、字川原畑、字川原、字古辻、字中筒場、字上中谷地、字東樋上、字蓮潟、字籠子、字葉萱場、字油火、字下谷地、字下田保、字上ノ坪、字三拾苜、字下ノ坪、字興野、字宇京作、字釜谷、字館ノ浦、字三門地、字八拾苜、字下堤、字上堤、字下中谷内、字中川原、字蓮潟谷内、牛崎字本地、字居前、字平八前、字館、字木株通、字宮浦、字

新通上、字居浦、字新通下、字荒田、字上谷内、字天王、字中道下、字木株通下、字川根湯、字深通上、字深通、字下谷地、字深通下、字中道上、菱潟新田字学校浦、字居屋敷、字新田前、字居浦、字居浦堀外、字東用外、字牛崎浦、字川原、字川根湯、字前谷内、字西深、菱潟字外ノ間、字居浦、字居浦堀外、字屋敷、字居屋敷、字寺浦、字五反畑、字池端居浦、字下居屋敷、字東用外、字四十苺、字居浦堀北、字中作、字上川原、字居屋敷堀北、字深通、字野浦、字下屋敷、字下川原、字上小林、字下小林、字三拾苺堀北、字身受、字天王新田堀上、鑄物師興野字堤外、字堀西、字道西、字堀内、字道湯前、字万年通西、字万年通東、字新堀北、字新堀南、字王田、蜘蛛興野字堀内、字堀向、字居付、字堀下、字川前、字飛地、十二道島字天王、字江向、字川根、字堀内、字代官田、字今津堀上、字居向、字川原、字下ヶ江、字前谷地、字中川原、次郎右工門興野字沼、字居付、字舟入、字川原、字半ノ木、上八枚字櫛下浦、字大田、字居付、字五枚田、字船入郷、字畑ヶ田、字沼、字船入、字川原、飯島字上郷、字戸頭江西、字下郷、字葉萱場、字新堀向、字龍子、字蓮湯、沖新保字浦、字稻場、字宮前、字江向、字龍子、字蓮湯、字前、上道湯字堤内、字前江下、字前田、字前沖、字菱柄田、字龍子外、字浦郷、字北谷内、下道湯字浦郷、字前郷堀上、字前郷堀下、字舟入郷、字前郷、字龍子内、字龍子外、字上道湯前、字龍子堀上、字平方前、字龍子堀下、字北郷、戸頭字上谷内、字中畑、字新田、字新田浦、字湯尻、字浦廻、字堂浦、字雲雀、字境、字二階屋敷、字村上、字茶畑、字三ヶ村樋下、字大荒田、字川原、字道湯前、字道湯浦、字道湯、字浦荒田、字内囲、字中割、字中谷内、字船付、字大曲り、字老子、字大新通り、字田尾前、字木出場、字浦梨、田中字浦梨浦、浦梨字前、字開田、和泉字切替、鍋湯字大谷内、字白蓮、字圈内、字頭無、字前、下木山字中谷内、字這上、字大谷内、字土居下、字早苺向、字十二間、上木山字浦、字前、字白蓮、字田尾沖、字中谷内、蔵主字居浦、字前、字太郎右工門測、字宅地上、字浦谷内、字吉之亟屋敷、字上、字田尾、字前太郎工門測、平潟新田字南、字北、字中谷内、字万年、平潟字大坪、字前、字浦、字深通、字大東、字小切、万年字前、字浦、字櫛箭前、字古万年、字下屋敷、字上谷内、字見行、字菱田、字中島、字田尾、字王田通、字深通、櫛箭字居浦、字浦、字宮脇、字前、字土居下、字木戸代土居下、字前更、字下入鉄、字宮前、字宮上、字四方口、字木戸代、字曾根袖、字水口、字万年浦、字鼠新田、字割田、田尾字出口、字家東、字家西、字大谷内、字圈内、字玄海、字切廻し、字田尾、戸石字五丁、字古畑、字居付、字横丁、字居浦、字飛曾根、字三反畑、字大谷内、

字沼道上、字沼、字上八枚浦、字川原、字西玄海、字沼堀西、字向湯端、字土居下、字白蓮、字東玄海、字圈内川原、白井ノ内小平次新田字五軒新田、字菱柄田郷、字中境郷、字中境、字中新田、字萱森郷、字中新田浦、字萱森、字五間新田、字中谷内郷、字内谷内郷、字金鉢郷、字鮫面郷、字下八枚浦、字午年郷、字小見新田浦堀西、字五軒新田浦、字戸石浦、下八枚字上興野堀内郷、字上興野堀外郷、字居浦、字上谷内、字堀東、字堀外、字堀内、字堀中、字中新田浦、字中曾根、字堀外郷、字堀西、字沼郷、字荒井、字庚塚郷、字大通東、字五丁沖、字中曾根川原、字堀中郷、字湯縁、字湯縁郷、字内谷内郷、字内谷内縁、字金鉢、字三方口、字焼田、字湯端浦、字湯端浦郷、字鍋湯、字川原、中小見字中新田、字小見新田、字居裏、堀掛字堀掛、字菱柄田、字中境、中山字諏訪面、字居付、字居浦、字土居外、字白蓮、字中谷内、字荒井、字御判田、字西三枚湯、字中井、字引越浦、字鉄方、字ミノ口、字東三枚湯、小蔵子字居付、字新開、字中井、字荒井、字西三枚湯、字御判田、字鉄方、字東三枚湯、字鶴ノ木、字中山前、字諏訪面、字中山浦、字薬師王地、字乗出、字乗出し、字太一湖、白井字土居内、字伝七島、字町南郷、字町北、字町南、字役所浦、字大通石橋下、字荒井、字大通向、字大入湖、字新開、字堀掛、字西開、字白蓮、字勤五郎浦、字薬王子、字白蓮新田上願人割、字白蓮新田内木山割、白根古川字丸方、字下浦、字上浦、字荒井、字新通、朝捲字川原、字寺下、字砂田、字高井道上、字薬子王子、字屋敷付、字西脇、字白蓮、上浦字堀西、字堀東、赤洪字新開、字寺田、字居付、字大田、字突出、字深田、字下川原、字下佃、字稻荷浦、字八反野、字枯畑、字赤池、字方向、字方田、字上川原、字杉ノ木、字杉木、字渡場浦、字前川原、字堂浦、字稗田、字四枚田、字渡場、字御判田、大郷字宮浦、字上家付、字湯向、字横垣、字平次浦、字中家付、字イコノ又、字中反保、字曾根、字下家付、字西曾根、字前川原、字卯ノ木、字赤池、犬帰新田字元屋敷、字中屋敷、字卯ノ木、西酒屋字曾根、字堀上、字圈内、字フヶ、字浦田、字畔上、字沼田、字屋敷附、字下屋敷、字中フヶ、字浦田、瀬ヶ通字善七浦通上、字蓮湯、字善七浦道下、字文六浦道下、字樋中、字川原、字屋敷附、字伝右工門浦、字下蓮湯、字湯田、字太郎次浦、字道下、字居浦、字中谷地、字兵蔵、字並柳、字祖父池、字横土居、字文六浦道上、字重五郎浦道上、字長柄島、字鮫面、東笠卷字粟卷、字粟蒔、字本地、字草履卷、字横土居、字上卷、字屋敷付、字五反田、引越字高井道下、字西ノ脇、字大割郷、字中谷内、字家浦、字高井道上、字家敷、字大割、字半ノ木谷内、字須の湯、字家ノ浦、西笠卷字四枚田、字漕上、字砂山、字砂先、字鶴田、

字割田、字藤右エ門浮、字長割、字川原、字屋敷付、字榎、字砂田、字八反田、字家付、字龍子、字歩如、字上鼻、字歙瀉、字中障子、字出来瀉、字蓮瀉、字夏保、西笠巻新田字蓮瀉、字澤田、字居浦、字堀内、字柳田、字佃、字袖破、字二丁、字川原、字掛江下、字土居下、字上蓮瀉、字茂右衛門曾根、字蓮瀉外、字鴨田、字掛江丁、字遺留、東笠巻新田字砂田、字巻、字二反田、字岩崎、字谷内、鷺ノ木新田字百間通、字居前、字丸瀉、字中沼、字居付、字川原、字家前、字大沼、字家付前、字中谷内、字家付、字新川向、字信濃川、字丸方、根岸字道上、字五十島、字三角郷、字向出来瀉、字金塚、字茶臼、字出来瀉、字中吉原、字宮浦、字堀外、字堀西、字堀内、字田中前、字カツボダ、字出先、字荒床、字堰上、字堤外、字宮下、字野付、字上吉原、字塚田、字高井道端、字西割、字追切、字高井道上、字高井道下、字芦原、字田中堤、字三ツ屋前、字杉名田、字セキ向、字下吉原、字道下、北田中字土居下、字フケ、字木山、字ホリ留、高井興野字ヨシ原、字根岸、字堀外、字堤下、字堀内、字申開、字埋田、字ソリ田、字木山、字道林、字長割、字諏訪西、字一本木、字庚塚、山崎興野字出来瀉、字前谷内、字北谷内、字潜場、字鮫面、字諏訪西、字道林、字蓮瀉、字居付、字砂田、字大割、字佃、字腰廻、字居屋敷、字茶臼、字上反甫、字下腰廻り、字中谷内、字前袖破、字下反甫、字長割、字西長割、字保坂谷内、字土井下、字西潜場、下山崎字江向、字砂田、字堤外、字居付、字長割、字堀外、字前袖破、字道下、字谷内、上塩俵字一盃山、字土居下、字道上、字飛地、字川原、字家付、字居付、字太婦、字曾根、字諏訪木島、松橋字圈内、字圏外、字川原畑、中塩俵字土居外、字前郷、字居付、字タフ、字イツケ、字太婦、字柳山、字長井田、字土居内、字一盃山、字俵子通、字大通西、下塩俵字タフ、字居付、字川原、字長井田、字向島、字大通川向、上下諏訪木字和泉、字荒井、字玄中堀東、字白根沖、字古川、字中障子、字小割、字白蓮新田、白根字大通東、字荒井、字三枚瀉、字荒通、字古川、字白蓮、字八枚浦、字北谷内、字田尾、字ミノ口、字川田、白根ノ内七軒字藁口、字杉菜田、助次右エ門組字沖、字浦梨、字木山浦、字開、能登字古川、字一ツ石、七軒字論地、字藁口、字古浦、鱒瀉字堀西、字灰方、字荒井、字堀外、字木山、十五間字堀東、字堀西、字佃、字砂原、字木山、字灰瀉、字埋田、字下谷内、字荒井、字大瀉、字大入子、字刀瀉、字深瀉、神屋字前深ケ、字野起、字田尾、字前畑、字灰瀉、字居付、字木山、字荒井、字瀉向、字砂田、字川原、字一ツ石、字追子、字砂野、字五十島、字瀉尻、字よしわら、字梅田、小坂字居付、字前、字木山、字砂原、字川原、字居東、字大入子、保坂字居付、字砂原、

字木山、字岡下、字北谷地、字道下、字塚田、下道瀉下新田字下道瀉下新田、天王新田字堀上、字川原、字堀北、清水字清水一番、字清水二番、字清水三番、字清水四番、字清水五番、字清水六番、字清水七番、字一番割、字二番割、字三番割、字四番割、字五番割、字六番割、字七番割、字八番割、字拾参番割、字式拾四番割、字参拾壹番割、字六拾七番割、字清水、西白根字千日上、字千日下、字江向、字江外、字江内、味方字一号、字二号、字三号、字四号、字五号、字六号、字七号、字八号、字九号、字十号、字十一号、字十二号、字十三号、字十四号、字十五号、字五十号、字五十一号、字休場、字七ツ屋、字大野、字十六号、字下土手外、字二十二号、字三十六号、字三十七号、字四十四号、字四十一号、字四十二号、字四十四号、字四十九号、字五拾貳号、吉江字腰廻、字居浦、字大割、字大割川原、字二十歩、字寺野、字四十八歩、字フケ、字壺反畑、字高畑前、字上川原、字野外、字五十島、字塚田、字前川原、字川原、吉田新田字腰廻、山王字土居付、字家浦、字戸崎、字真木曾根、山王新田字家浦、大倉字勝穂田、字大原、字金喰、大倉新田字大原、居宿字屋敷付、字岡野、字新通、字小割、字大割、字掛樋下、字下ノ原、字二枚田、字堀返、字吉六浦、字古田、七穂字七穂、大別當字水戸下、字芝原、字大坪、字高柳、字川前、字月瀉飛地、字大別當飛地、月瀉字上屋敷、字早稲田、字居裏、字下屋敷、字小種田、字一ノ割、字二ノ割、字三ノ割、字四ノ割、字五ノ割、字六ノ割、字江割、字中谷内、字久ノ割、字中屋敷、字堀端、字西萱場飛地、字大別當飛地、字白子、西萱場字筒中際、字入用、字細割、字江向、字筒内、字四ツ谷、字寺浦、字寅明、上曲通字居浦、字歙先、字割田、字蓮瀉、字砂間、字前畑、字大通端、字川原、字切替、下曲通字鴨池、字中江上、字中江下、字フケ、字横作、字江内、字川原、字下江ヶ下タ、字下岡毛、字西蓮瀉、東長嶋字本行寺、字鍋田、字久ノ割、字土手下、木滑字長田、字山道、字田中、字大江袖、字大田、字家立、字寺前、字鮫面、字前田、字大野、釣寄字上本田、字本田、字六枚田、字荒土居、字百石、字新荒田、字古荒田、字上横江、字兵蔵、字木下、字宮田、字蔵屋敷、字内沼、字上沼、字西沼、字下沼、字瀉荒田、字中小屋敷、字下小屋敷、字稲場谷地、字コミヲシ、字上ノ山、字西焼野、字十二分、字赤池、字東焼野、字土手下、字瀉向、字新飯田瀉新田、釣寄新字切継割、字十四歩、字中作、字菱通、字平田割、字沼下、字切替、字子ノ明、字居屋敷、字兵蔵、字稗田、福島字軒付、字金塚、字前新田、字浦谷地、字上向、字土手内、字上新田、字下新田、字北谷内、字藤元及び字道内の各全部並びに戸頭字村中、字玄長、字下畑、田中字前、字屋敷付、字浦川田、浦梨字浦、

和泉字家西、字家東、字扇田、鍋湯字浦、白根古川字大坪、字田尾、鷺ノ木新田字曾根、字諏訪木島、北田中字堀留、字宮下、山崎興野字生湯、上塩俵字タフ、下塩俵字土居外、字土居内、上下諏訪木字論地、字焼野、字十二割、字赤池、字川原、字前、字菘口、白根字横山町、字川根湯、字相生町、字十人割、字船居町、字一之町、字六之町、字旭町、字桜町、字横二番町、字町浦、字金山、字和泉、白根ノ内七軒字菘口、字砂押、助次右エ門組字ミノ口、能登字菘口、字前、字菘口、七軒字古川浦、字前、字佃、鱒湯字堀東、字四反田、字小湯及び神屋字前田の各一部

新潟市西区與兵衛野新田字道本の全部並びに赤塚、内野上新町、中権寺、四ツ郷屋字居掛、字岩山、字原及び谷内の各一部

新潟市西蒲区押付字中囲外、矢島字大沼、字湯端、字下高田、字外川原、字西、字東、字芳野、字弁天、字北割、天竺堂字延寿場、字掛下り、字鴨田、字クネカラミ、字漕上り、字諏訪田、字筒中戈、字苗引、字畑作、字日ノ詰、字柳田、字鎧、字砂堀、真田字浮田、字浦田、字上焼、字クネカラミ、字下り、字下焼、字新切、字鉄道上、字鉄道下、字苗代、字二十カリ、字鎧、字四百苺、字高田割、横島字浦川原、字大開、字上川原、字沢田、字下川原、字原の中、字樋向、字前田、字柳原、西汰上字居付、字浦田、字上向、字上汰上、字沢、字下川原、字下向、字中島、字繩手、字前畑、字谷内、中島字浦田、字切替、字腰廻、字沢田、字セキ上、字立島、字前田、字向平湯、字堰下、字高田、下山字赤池、字居屋敷、字内畑、字大繩手、字大原塚、字上川原、字上中道、字北割、字雲地、字五十歩、字小繩手、字新開、字種田、字セキ上、字セキ上オカゲ、字セキ下、字長畑、字苗代、字ハガヤ割、字百歩、字前川原、字前畑、字道下、字名持割、字餅田、字屋敷尻、字下畑、字荒田、字向新田、字六石、川崎字小川原、字北の手、字下川原、字前川原、字下タ谷内、平野字下谷内、字高田、字土手内、字戸向、字中荒田、字西ノ手、字広美、字古畑、字屋敷廻、字谷内、字湯端、字堀田、字稗田、字二番堰、鮎字大沼、字上川原、字北川原、字前川原、字砂押、曾根字浮田、字大平、字沖曾根、字川原、字北割、字高田、字中才、字谷内、旗屋字荒田、字かやはし、字金甲、字新田田、字代官島、字早通り、字早通川原、字川原、字土手端、松崎字大曲、字亀田、字河原畑、字ショモク、字長湯、字早通り端、字原ノ内、善光寺字追分町、字川原、字見帯、字谷内、桑山字川原、字見帯、字ショモク、字筒上、字筒割、字前田、字谷内、善光寺村受字大曲、字谷内、字六丁、旗屋村受字見付田、升湯字居掛、字居畑、字北谷内、字道本、字長通、字中ノ島、

字苗代、字袋ケ島、字前田、字道上、字道下、字与兵衛野、兵右衛門新田字浦田、字浦田新田、字宅地、字前田、大湯字石塚、字江向、字貝柄、字腰前、字大楽、字道本、字中ノ島、字花見、字袋ケ島、浦村字浦谷内、字岡田、字湯浦、字窪木、字見対、字下里、字鮫面、字ツブダシ、字土手下、字飛割、字鳥屋通、字袋ケ島、大関字石塚、字見対、字大楽、字道本、字長通、字袋ケ島、字前田、字焼野、字北谷内、升岡字荒川向、字一番割、字川向、字三番割、字二番割、字東谷内、字四番割、與兵衛野新田字腰廻、字道本、字早通り端、字与兵衛野、堀上新田字三角野、字与兵衛野、貝柄新田字居付、字熊湯、字童子ケ原、字西八枚、字西前割、字早通り端、字東前割、字鷺沼、三角野新田字三角野、貝柄字貝柄、大湯村古新田受字堀下、與兵衛野新田字道本、卷甲字川原、字中郷屋境、字鎧湯、字葉萱場境、卷乙字西野、堀山新田字外沼、赤館字金丸、字三助田、字島、字徳永、字橋下、字八百島、字百野、字向、字浄玄坊、字湯頭前、字飛落、中郷屋字海老穴、字往来西、字ヤケ、字高田、字新田、字筒外、字中割、字フケ、葉萱場字長割、字土手外、字新田、割前字入稲葉、字上川原、字下川原、字高田、字殿畑、字六番、東汰上字川原、字街道上、字尻地、字三度野、字筒上、字中下り、字火山郷屋、字向新田、字餅田、字六番割、羽田字山の口、字浦田、字前川原、字上川原、字谷内、字下川原、字尻地、字諏訪地、字堤外、字土手下、字道地、字高田、字中谷内、字原田、字屋敷、安尻字アジリ、字コシマイ、字センコウシ、字尺シキ、字諏訪前、字島之内、字筒ハタ、字中曾根、字ハカヤハ、字ハカヤバ、字ハガヤバ、字本途大川端、字谷内、字諏訪、下和納字川前、字すわ、字スハ、字フケ、字町田、字屋敷、字新田、字中沢、湯頭字浦田、字家廻、字大坪、字川井浦、字川井前、字湯前、字湯頭、字庚塚、字下松、字助口、字橋向、字更、字南、字湯頭新田、桜林字浦田、字榎橋、字谷地、字橋向、字堤下、字前田、柴町字クク田、字五反田、字治平四反田、字館野、字土手下、字土手上、字深田、字フケ、字四反田、字ヤラ屋敷、字屋敷添、字糯田、字荒田、字中ノ浦、字七十歩、字戌ノ起、字己ノ起、字萱刈川、字白石浦、字東口、字西口、字南口、字道上、字道中、字水除上、字榎橋、並岡字江添、字江向、字九郎右エ門新田、字古辻、字川向、字江頭、字堰上、字川西、字高田、字空兵衛新田、字槇ノ嶋、字向、字本途、字北向、馬堀字金塚、字萱中、字萱刈川、字十二原、字七十歩、字地蔵腰、字宝谷内、字寺裏、字道与、字辰ノ起、字中谷内、字中曾根、字永作、字更、字古屋敷、字東沼、字道内、字真島、字曲し、字焼田、字屋田屋敷、字上大西、字下谷内、河井字大坪、

字小潟、字仲歩切、字下ゲ江、字土手下、字伝地田、字寺田、字館ノ腰、字中道、字中屋敷、字八十原、字吹切、字道上、字屋敷附、字早稲田、字亀田、字潟上、柿島字荒川邊、字近右衛門田、字川前、字掛江付、字下ゲ端、字餅田、字菖蒲田、字屋敷付、字荒川田、字潟前、字中作、字ハザ内、山島字荒川場、字大曲り、字居掛、字大開、字庚塚、字ゴミヨセ、字潟前、字川前、字新道上、字堰場谷内、字スケ田、字土手外、字中道上、字苗代、字長田、字中道下、字ハザ下、字彦兵衛新田、字百道西、字橋向、字芳取場、字川向、字潟端、字三十歩、漆山字潟端、字庚塚、字堤、字上田、巻東町字今井浦、字赤田、字家掛、字太田尻、字狐嶋、字雲市、字小寺潟、字鮫面、字庄右エ門田、字下郷屋口、字土ブ、字土手外、字野付、字普請田、字宮ノ前、字道上、字道東、字潟前、字島三畝、字権蔵田、竹野町字居付、字菖蒲、字浦田、字大山、字片平山、字北馬坂、字北赤坂、字下山、字砂田、字手操山、字前田、字南馬坂、字道上、字南赤坂、字山田、字下城山、字熊ヶ谷、字道下、字立ノ後、前田字居掛、字上川原、字新道、字境堀、字戸潟、字萬代、字菱潟、字前川原、字矢川端、字下川原、仁箇字大坪、字浦谷内、字大平野、字腰前、字上畑、字潟田、字小丸山、字小山田、字萱山、字サカシノ、字島ノ前、字地病、字定香、字新堤、字道路、字寺ノ前、字兒子、字天狗、字長島、字長坂、字前谷内、字前平野、字横根、字横割、字横根坂北、布目字浦ノ原、字浦田、字居掛、字稲場、字上割、字下割、字下り、字タチ、稲島字岩山久、字赤坂、字居掛、字上ノ原、字上新田、字源地、字久保、字蛇馬味、字新田、字下新田、字瀬洗、字下り、字諏訪、字酒ノ澤、字段中、字トドメキ、字谷ノ内、字布割、字中村、字八反、字日景、字八幡山、字前表、字馬渡、字三ツ頭、伏部字居掛、字隱郷屋、字居廻、字梅ノ木、字角見田、字釜ノ口、字コモカイリ、字下谷内、字十五本松、字関面、字砂田、字寅新田、字寺田、字竹ノ腰、字忠左エ門山、字長者原、字苗代、字仲山、字東家敷、字ヒカゲ、字平林、字階子田、字前山、字南、字前平、字丸山、字廻立、字百山、字輪ノ内、字伏部、松郷屋字稲場、字カマノ口、字砂田、字山城、字松谷、字南谷、平沢字居掛、字家ノ浦、字荒館、字小稲場腰、字菰田、字萱場、字上稲場、字新保山、字清水、字寺田、字堂ノ浦、字仁ヶ田、字苗代、字流田、字長蓋、字松谷、字前山、字中田、字山後、福井字落ヶ谷、字大山田、字牛ヶ沢、字乳母谷、字大平、字大入、字新谷、字池の脇、字浦ノ畑、字御井戸、字大間潟、字片平、字上ノ山、字鴻ヶ石、字桐木澤、字小谷、字熊谷、字小入、字金谷、字ケカチ堂、字クリヤ潟、字甚右エ門谷、字猿林、字下峠、字スハヤマ、字

シヨナンカ入、字治郎右エ門ヶ入、字坂山、字桜本、字堰場、字七十刈、字塔婆木、字ドクサレ、字峠ノ下、字堂ノ腰、字茶塚、字竹ノ内、字入道谷、字八引、字バシ浦、字本間ヶ入、字番場、字平田、字ハサマ、字桃ノ木谷、字モノマツリ、字水走り、字御手洗、字門田、字山中、字山谷、字宮ノ前、峰岡字池ノ上、字庵月林、字大林、字井戸尻、字稲場腰、字権七山、字影平、字上町、字狐崎、字諏訪山、字甚右エ門谷、字新保山、字城山、字下町、字天神浦、字堤ノ上、字御手洗山、字馬場谷、字鉢引、字番場、字水上山、字松ノ木山、字桃木谷、字門松山、字丸山、字山谷、字谷内、字豊原、字鴻寒林、字御手洗、字上ノ山、字北大林、字大樹塚、字砂田、舟戸字井戸尻、字馬除、字芋畑、字大樹塚、字川原、字上ノ山、字甲甘林、字住吉、字砂田、字茶畑、字高畑、字松郷屋浦、字屋敷畑、字ヤダレ尻、字上田、字下田、字弁才天、字稲場、上木島字ヲサル屋敷、字居掛、字久保田、字川原、字鴻ヶ崎、字金クソ、字影平、字下田、字下り、字三枚田、字堤新田、字大京、字松郷屋口、字南谷、字三ツ堤、字乱橋、字用水溜面、字川前、字堤下、下木島字浦田、字上田、字稲干場、字大寺尾、字上ノ原、字石田上、字大浦、字重稲場、字久保田、字上中才、字柿ノ木南、字影平道中才、字白土、字堤新田、字西影平、字中蔓、字西中蔓、字東影平、字東中蔓、字道田堤上、字道田上、字御手洗橋、字南谷上、字焼山、字葭野割、字御手洗、字諏訪前、鷲ノ木字石堰、字大瀬町、字外記、字荒神、字金宝司、字七反、字三右エ門田、字十二木、字千刈、字東千刈、字白山、字舟橋、字間手の内、字川辺、松野尾字上堰潟、字家ノ前、字内浦、字大土江、字雨池、字浦稲場、字薄藪、字稲場尻、字荒所、字家ノ下、字浦田、字一里塚、字街道下、字鍵田、字上樋、字五町歩、字小堤、字上真土、字街道前、字源右エ門圃、字十八歩、字下真土、字外雨池、字新圃、字諏訪前、字下稲場、字新次郎江、字市内圃、字逆所、字逆川、字清水浦、字神明浦、字新保前、字新保浦、字高田、字寺橋、字竹の内、字大光、字代官屋敷、字竹原、字大悲、字寺畑、字月サキ、字堤、字手古、字ヒラキ、字平潟、字原、字平圃、字原畑、字前谷内、字肱折目、字綿田、字横枕、字二番割、字仲稲場、字谷内畑、字屋敷添、字山ノ奥、字藪の外、字下原、字宮林、字下谷内、字坊主田、字上苗代、字菖蒲原、字土江外、字割ノ内、字江向、字狐島、字籠田、字舟場、新保字内浦、字浦田、字稲場、字浦畑、字稲原、字内圃、字圃、字鷲田、字苗代、字西野原、字前畑、字横枕、巻大原字大橋前、字荒田、字大西、字イヅ川バタ、字北大圃、字上菖蒲沼、字堰下、字下谷内、字下菖蒲沼、字下手、字大角、字徳兵衛圃、字爪

切場、字長沢、字苗代、字藤山、字百歩、字古屋敷、字南大圃、字屋敷添、字前畑、松山字稲場、字浦畑、字上セキ、字上浦郷屋、字兎塚、字カネ塚、字カヤ割、字下浦郷屋、字沢田、字飛戸、字竹ノ下、字苗代、字中浦郷屋、字二丁田、字中田、字坊主田、字古原、字古圃、字ハナレ嶋、字本地、字向上セキ、字前屋敷、字宮ノ裏、字宮ノ脇、字屋敷前、字屋敷添、字山ノ奥、字屋敷尻、字宮田、角田浜字此入、字坂田、字二ノ沢、字苗代、字苗取道、字二丁田、字宮澤、字山ノ奥、越前浜字岩面、字菘ノ沢、字大ケ平、字大沢、字火ノ沢、字一番割、字上佐潟大割、字小堤、字坂田、字下佐潟、字下佐潟大割、字坂田清水場、字島崎、字十三歩、字四十歩棚畑、字寺山、字飛山、字土取場、字竹ノ沢、字年戸、字田端、字日焼、字ヒジリ、字道下、字宮平、字沙上圃、字六右エ門山、字苗代沢、字梨ノ木平、字百歩割、字六左エ門山、四ツ郷屋字居掛、字岩山、字木戸前、字自前、字原、五ヶ浜字内山、字大深山、字ウブスメ、字大竹、字大川、字大三郎、字小浜、字小竹、字熊ヶ谷、字白滝、字申畑、字綱下、字畳ヶ浦、字鶯ヶ巢、字塔婆景、字包石、字福代山、字松林、字横谷、字柳谷、角海浜字石坂、字内山、字大谷、字北路、字木落、字貂ヶ沢、字蜂ヶ久保、字坊ヶ入、字本村、字間岸、金池字石押、字シメ出、字樽川、字原、字深田、字山田、石瀬字石戸山、字石橋、字一本杉、字入島、字岩ヶ谷、字岡田、字敷地、字下町、字新田町、字諏訪平、字祖山、字田ノ平、字茶屋川、字寺野、字中町、字八田ヶ入、字花山、字藤本、字向野、字山崎、字山田、字山ノ崎、岩室温泉字浅ノ尻、字居掛、字裏田山、字穀田、字カイサウ、字カウラビ沢、字上ノ郷、字萱野、字笹平山、字下ノ郷、字田中島、字田ノ平、字西裏、字袋ヶ島、字堀田、字丸小山、字湯山、字二枚田、字湯つば、字湯ノ腰、樋曾字赤山、字天滝、字上稲場、字上森ノ木、字川北、字川南、字干納、字源三郎、字腰巻、字五十山、字桜田、字笹滝、字猿田、字新田四十歩、字諏訪前、字注連、字狭間、字道田、字仲田、字深池、字深田、字舟宮、字道下、字舞臺田、字ハシバ、字高島、字森ノ木、字開曾、字イキレ、栄字新谷浦、字夷崎、字上尻引、字上野、字川ハタ、字カツホ田、字下野、字田子島、字田子島前、字堤、字苗代、字中谷内、字離山、字離山下、字浜田、字堀上、字前田、字山崎、字ヤケ、字山ノハゴ、字与三田、字早稲田、字宮ノ腰、字筒下、橋本字井田、字榎、字夷崎、字金田、字川辺、字川前、字小橋、字堤、字堤南、字笥越、字永表、字橋場、字前田、久保田字入島、字入海田、字大橋場、字落海、字久田浦、字久田前、字尻地、字苗代、字西畑、字袋ヶ島、字中谷内、字吉田道、猿ヶ瀬字泉前、字圃ソソ、字北苗

代、字込戸前、字三番圃、字スキナタ、字仲谷内、字東ノ前、字堀田、字南苗代、字宮東、字ワセタ、字久田浦、字家ノ下、字大野、南谷内字大野、字木ノ下、字スサキ、字中ノ沢、字古屋敷、字宮ノ下、北野字岡浦、字上越、字久田、字下越、字天神、字前畑、字天神北、字田向、字岡野、字岡ノ上、夏井字稲干場、字岡浦、字大浦、字川前、字木野下、字苔谷内、字ケラ田、字郷屋、字ソリカウ、字タテノ、字筒崎、字中野橋、字浮畑、字中橋、字川崎、西中字牛島下、字馬ツナキ、字浦田、字浦畑、字岡浦、字岡ノ上、字神畑、字狐塚、字熊谷、字上田割、字砂山、字仙石、字寺跡、字天神、字中才、字中ノ田、字繩手下、字繩手付、字苗代、字橋下、字畑付、字牛島畑、字大繩場、字白鳥谷内、字亥ノ起、字神田、字神明、字萱生、字夏井浦、字大場、潟上字赤熊、字潟上、字並柳、字前田、白鳥字入島、字浦久伝、字久田、字白鳥前、字天神、字前久伝、字白鳥浦、字白トリ、字白鳥、西長島字赤熊、字入島、字大島、字腰廻、字午房島、字高場、字段中、字天神、字早稲田、字橋下、横曾根字新谷前、字浦田、字浦畑、字熊谷、字白鳥前、字ソ子、字寺屋敷、字天神、字前田、字前畑、字浦久傳、字前久傳、西船越字上久保、字上千刈、字下久保、字諏訪前、字大正田、字中久保、字前畑、字道北、字道下、字谷内、字屋敷付、字上アベ、字道西、字焼野、字天神前、字浦畑、字浦田、新谷字新谷上、字新谷浦、字新谷下、字新谷前、字太田、字大谷内、字尻引、字船越浦、字屋敷割、字三方口、字田子島前、油島字浦畑、字千苺、字土田、字中田、字中通、字七畝、字苗代、字広瀬、字道下も、字宮上、字六斗野、字澤見、字前田、字道上、高畑字油島北、字油島前、字北、字堤、字仲、字西田、字南、字外沼、植野新田字内沼、字川原、字越石、字外沼、和納字金杭、字亀ヶ尻、字小一郎、字式十石新田、字上野、原字コサク、字タテ、字西川原、字原、字東川原、字ヒラキ、字向、津雲田字提ノ内、字古屋敷、字水除上、字横上、字横下、富岡字家廻、字筒上、字前谷地、字道上、字家敷下、字菘取場、字天カラ、字前谷内、字道下、高橋字カサバ、字サノ、字土手下、字ヤチ、字フケ、美里、井随字千日、字関下、字岡江、字下境、字中通、字大山、字井随新田、字田向、字額辻、字関上、字野袖、字荒、字江西、字田尾向、字宅兵工、字横江、熊谷字東前田、字仲作、字三条田、字六十歩下、字與平潟、字平曾根、字九十九、字諏訪、字清八屋敷、字居掛、字居掛下、字前田舟廻西、字前田舟廻東、字荒田、字熊谷、字前田、字堤外、字嵐潟、山口新田字西前田、字諏訪、字中道、字新道、字荒田、字鳥屋通、字前田舟廻東、字前田舟廻西、字居掛、字居掛下、字三反、字向田、字シンデン、

字熊谷、字前田、字六十歩下、字與平湯、字仲作、字三反、三方字前田、字浦田、横戸字前田、字西並、字三角耕地、字大排東、字二丁下、字下り、字新川前、字浦田、字上田、字荒田、字居掛、字川根、遠藤字場根、字四ツ割、字荒田、字小諏訪、字前田、字上田、字荒川、字焼ノ浦、字大諏訪、字居掛、字底樋、字西田、卯八郎受字九丁、字十一丁、字居掛、字前太田、字五番川渡、字二丁下、字付添溜、字三番川渡、字二町二反、字佐野、字諏訪田、字頭無、字九町、五之上字上土手外、字浦谷、字平曾根、字頭無、字四十歩、字早通端、字土手内、字五之上浦、字下土手外、字土手外、字四十七号、字四十六号、字四十八号、字場根、字早通端、字四十歩、字平曾根、字頭無、字立曾根、字浦谷、字津倉、大原字四ツ屋、字古江、字千日、字年々新田、字横江、字アラシ、字一番割、字稗田、字鶴ヶ池、字十三歩、字二枚田、字山道、字上反甫、字祖父田、字吉田、字木山、字十三歩、字屋敷付、字屋敷代り、字横江、字アラシ、字土手外、字舟入、字荒江、字アラシ向、字苗代、字拾式歩、字アラシ湯、字頭割、番屋字上掛江、字本田、字浦苗代、字畑ヶ田、字五歩、字大蓮、字居掛、字荒田、字宅地、字佃、字下五歩、字下抜ヶ、字赤池、字六十歩、字八島、字上抜ヶ、字大谷内、字嵐、茨島字木山、字佃、字新田、字居掛、字大通、字荒江、字湯之内、字谷内割、字百七十歩、字十ノ割、字五反田、称名字前、字南、字浦、字大谷内、字居掛、字南岡毛、字土手外、字小割、字紫築場、字出来山、字南谷内、字木山、今井字林付、字前田、字中田、字沼下、字新開、字下野地、字木山、字大沼、国見字実道、字提、字道上、字西谷地、字本田、字通東、字大沼、字北谷地、字前谷内、字十八石、大曾根字前谷内、字南、字浦、字屋敷添、字前苗代、字下出来山、字下田、字地藏屋敷、字地藏堂、字北谷内、字浦田、字早見、字前田、字二反歩、字屋立前、字又六浦、字シバツキバ、字荒田、字後割、字下郷屋前、字十七歩、字川原田、字二枚湯、字土手下、字北谷内、字上開發、字又六浦、字長八上テ、字今井堤、字実道、字北谷内、字道上浦、南字筒向、字屋敷添、字丸川、字浦苗代、字浦梨、字東中田、字草田、字五歩下、字源七浦、字湯前、字出来山、字高田、字前沢、字中田、字五歩、字段中、字荒田、鎧湯字鎧湯、水沢新田字浦田、字居掛、字西田、字前田、字川根、字上田、字卯八郎前、字西平曾根、字大平曾根、字大谷内、字大排、字東平曾根、新飯田湯字上新田、字下新田、東中、東船越、門田、六分、打越字天神、字繁ノ木原、字真木江向、字堰上、字宮下、字宮上、字狐島、字大筒下、字小林前、字六人場、字髭剃、字高六、字浦川、字下沼、字蒲原、字沼、字上沼、字六枚田、字茶院、

字焼野、字松ヶ森、字四ツ郷屋、字万坊江西、字出来山、字浮毛、字善吉前、字島淵、字五歩、姥島字東、字御堂島、字白地、字行塚、字居掛、字北、字南、字西、字天神、字土手外、字三枚田、湯浦新字筒中才、字家立廻、字戌ノ明、字家浦、字前谷地、字入持、字大乘付上、字酉明、字前田、字上野、字上野川原、上小吉字家浦、字真木曾根、字丸湯、字宮浦、字道上、字前谷地、字上野、字別当、字新筒西、高野宮字五郎右工門屋敷、字与兵工門、字与兵工屋敷、字松兵工屋敷、字源兵工浦、字中道西、字平六屋敷、字吉右工門屋敷、字白山東、字名七浦、字善兵工屋敷、字儀兵工前、字善兵工前、字名七池、字名七道東、字倉蔵屋敷、字市右工門屋敷、字権太郎屋敷、字市六東、字与五兵工屋敷、字金右工門屋敷、字平蔵屋敷、字諏訪前、字与六屋敷、字久右工門屋敷、字鶴蔵屋敷、字与六前、字勘平屋敷、字治太郎屋敷、字治太郎前、字松右工門屋敷、字徳蔵屋敷、字太兵工前、字重右工門屋敷、字太兵工浦、字半六浦、字半六屋敷、字太右工門浦、字太右工門屋敷、字太右工門前、字四郎兵工屋敷、字半六前、字徳右工門前、字徳右工門屋敷、字徳右工門浦、字与助屋敷、字与助前、字五右工門屋敷、字五右工門前、字五左工門前、字五右工門浦、字金兵工屋敷、字若宮東、字新光寺浦、字新光寺境内、字長蔵屋敷、字花畑、字長兵工屋敷、字長兵工前、字平助前、字平助屋敷、字南光、字蔵屋敷西、字理右工門浦、字吉六屋敷、字仙右工門屋敷、字仙右工門浦、字太助浦、字太助屋敷、字長松屋敷、字長松浦、字喜兵工浦、字喜兵工屋敷、字新助浦、字重兵工浦、字重兵工前、河間字念仏塚、字羽黒境、字島先、字御代泉、字圈内、字居掛、字兵四郎田、字稗場、字土江外、字辰野、字宮島、字八幡西、字焼野、字孫兵工田、字野間、字湯向、字北谷地、字助沢田、字北谷地、小吉字白山西、字白山東、字諏訪浦、字中組浦、字新道上、字新道下、字段之越、字若宮西、字若宮東、字若宮前、字前野、字横手、字城之越、字稲場、字境前、字上野、道上字外原、字西フヶ、字東フヶ、字仲作、字千苺、字カマム田、字八幡浦、字仲歩切、字観音浦、字荒田、字佃、字松ヶ森、字下谷地、字シバツキバ、字原郷屋、字七ツ塚、字上新田、字大田、字道下、字下新田、字木山、字真木江向、字道上浦、字出来山、中之口字大通江西、字寺浦、字門田裏、字狐塚、字東桃島、字門田前、字桜戸東、字家立前、字家立裏、字上野、字土手外、長場字前川原、字家立、字家浦郷、字丸湯郷、字スザキ、字筒中才、字乗出し、字上野、字上野川原、羽黒字東、字岡ノ付、字上郷、字下郷、字宮ノ浦、字大坪、字堀屋敷、字髭剃、字腰廻、字西、字島淵、字真木江向、字繁ノ木原、字狐島、字北谷地、字井戸田、針ヶ曾根字古屋敷、



字板井田、字中屋敷、字針ヶ會根飛地、字前屋敷、字高柳、字土引、字梅田、字宮脇、字水上、字作分、字上谷地、字桃島、字小上谷地、字鍵田、字西梅田、字島田、字西大島、字東大島、字潟端、字江向、字西百島、字針ヶ會根、字ツク田、字本屋敷、字若宮、字平景寺、東小吉字家立、字馬場田、字午房島、字眼坊、字鍵田、字道下、字塚田、字鍛冶田、字砂堀、字下野仲、字上野仲、字旦那、字家立浦、福島字軒付、字金塚、字前新田、字浦谷地、字上向、字土手内、字上新田、字下新田、字北谷地、字藤元、字道内、真木字東、字違留内、字道上江外、字屋敷付、字下の宮付、字佐助原、字東屋敷付、字宮前、字県対、字宮腰、字西、字西屋敷付、字忠左エ門浦、字丸野付、字専精寺前、字姥島境、牧ヶ島字餅田、字宗高、字土手外、字砂田、三ツ門字島崎、字土居内、字田屋敷、字八枚田、字孫左江上、字善兵衛田、字道外、字前新田、字百島、字孫左江下、字土居外、字浦江東、字浦江西、字大堀外、字常盤、字稗場、字道内、字堰結道下、角田浜字塩田、字高見、越前浜字蛤新田、字上谷地、字清水場、字浜手、石瀬字賞翫滝、樋曾字大平、字日暮入、字割坂、間瀬字城河内、字よしヶ谷、味方字一号、字二号、字三号、字四号、字五号、字六号、字七号、字八号、字九号、字十号、字十一号、字十二号、字十三号、字十四号、字十五号、字五十号、字五十一号、字休場、字七ツ屋、字大野、字十六号、字下土手外、釣寄字上本田、字本田、字六枚田、字荒土居、字百石、字新荒田、字古荒田、字上横江、字兵蔵、字木下、字宮田、字蔵屋敷、字内沼、字上沼、字西沼、字下沼、字潟荒田、字中小屋敷、字下小屋敷、字稲場谷地、字コミヲシ、字上ノ山、字西焼野、字十二分、字赤池、字東焼野、字土手下、字潟向、字新飯田潟新田、釣寄新字切継割、字十四歩、字中作、字菱通、字平田割、字沼下、字切替、字子ノ明、字居屋敷、字兵蔵及び字稗田の各全部並びに押付字浦田、字北割、字志戸、字新辻、字前谷内、矢島字浦田、字日ノ詰、字屋敷添、字上川原、横島字イハタ、字下り、字十三分、字戸中戈、字樋詰、字前畑、川崎字浦田、字下辻、字高田、字屋敷添、字灰塚、平野字下山屋敷、鮎字西田、字浜道上、字浜道下、字原、字東田、曾根字大田、字大縄場、字見帯、字沢海、字下地、字新地、字富出、字四ノ丁、旗屋字浦廻り、字中島、字西川川原、字ニレンデン、字舟場、字前谷内、字屋敷廻、松崎字松崎、字百人切、善光寺字北畑、字土手上、字前田、字屋敷、字屋敷浦、及び、巻甲字梅屋、字赤館境、字行塚、字新町通一番町、字新道、字土手外、字飛落、字中江、字本町通一番町、字本町通五番町、字本町通六番町、字蓮田、字船場、字横江、字割前表、字渡場小路、巻乙字

形部川原、字形部、字越石、字主膳郷屋、字主膳川原、堀山新田字内沼、字川原、字下屋敷、赤館字一心作、字上野、字大道上、字川前、字砂山、字谷内、中郷屋字筒内、葉萱場字諏訪割、字砂押、字中割、字長作、字留割、割前字居掛、安尻字赤館境、字割前、下和納字堀田、馬堀字館ノ腰、字蓮原、漆山字川東、字川西、字沢田、字砂押、字中曾根、字本途、字四十歩割、字一ノ木、字雨池、字明後澤、平沢字萱場道、字中ノ沢、福井字稲場、松野尾字御休場、角田浜字乙尻、字居裏、字馬渡、字御坊沢、字五郎作島、字定口、字坪池、字長平、字長道、字肱折目、字宮ノ前、字前原、字屋敷付、字焼山、字赤塚原、越前浜字穴割、字居掛、字境塚、字清水上、字下谷内、字馬場下、字向谷内、字焼山、五ヶ浜字鯛田、字駒ヶ爪、字北ノ鼻、字下屋戸、字中ノ爪、字六郎谷、角海浜字沙山、石瀬字添沢、字大石平、字大滝、字銀沢、字小滝、字城平、字大根畑、字原山、字水無沢、字明神山、字元薬師、岩室温泉字清水山、字十三車、字滝山、字谷平、字松岳、字向谷、樋曾字青ハゲ、字乳懐、字馬ノ下広地、字落シ、字小平、字小谷入、字小屋場、字芹ヶ沢、字土詰り、字長滝、字樋曾平、字深沢、字不動滝、字真平、字明後沢、間瀬字磯山、字大谷、字大安場、字開ノ木平、字行道、字熊ヶ谷、字耕戸山、字下山、字甚左エ門橋、字新村、字芹沢、字高屋、字滝ノ上、字田ノ浦、字局、字峠、字長峰、字七曲、字鍋倉、字羽生、字平曾、字深ヶ沢、字福山、字甫ヶ谷、字本村、字万平、和納字稲場、字圃ノ内、字金丸、字川原、字五百野、字三田、字十二林、字童子、字谷内、高橋字ヤマハリ、西汰上字上向、竹野町、稲島、字一ノ木、字雨池、字明後澤、伏部、平沢、字萱場道、字中ノ沢、福井、字稲場、松野尾、字御休場、角田浜、角田浜字乙尻、字居裏、字馬渡、字御坊沢、字五郎作島、字定口、字坪池、字長平、字長道、字肱折目、字宮ノ前、字前原、字屋敷付、字焼山、字赤塚原、越前浜、字穴割、字居掛、字境塚、字清水上、字下谷内、字馬場下、字向谷内、字焼山、五ヶ浜、字鯛田、字駒ヶ爪、字北ノ鼻、字下屋戸、字中ノ爪、字六郎谷、角海浜、角海浜字沙山、石瀬字添沢、字大石平、字大滝、字銀沢、字小滝、字城平、字大根畑、字原山、字水無沢、字明神山、字元薬師、岩室温泉字清水山、字十三車、字滝山、字谷平、字松岳、字向谷、樋曾字青ハゲ、字乳懐、字馬ノ下広地、字落シ、字小平、字小谷入、字小屋場、字芹ヶ沢、字土詰り、字長滝、字樋曾平、字深沢、字不動滝、字真平、字明後沢、間瀬字磯山、字大谷、字大安場、字開ノ木平、字行道、字熊ヶ谷、字耕戸山、字下山、字甚左エ門橋、字新村、字芹沢、字高屋、字滝ノ上、字田ノ浦、字局、字峠、字長峰、字七曲、字鍋倉、字羽生、字平曾、

字深ヶ沢、字福山、字甫ヶ谷、字本村及び字万平の各一部

北蒲原郡聖籠町東港2丁目、東港3丁目及び東港4丁目の各一部

イ 削除する部分

新潟市北区太田字松影、字上黒山、島見町字磯辺、字浜原、字浦地、字上割地、字上往来、字大道、字横山、新富町、西名目所、横土居字川前及び字新川前の各一部

新潟市東区西野字切添、字中田、字下田、中野山字大堀外、海老ヶ瀬字大刳、河渡及び竹尾4丁目の各一部

新潟市中央区女池上山1丁目、女池上山2丁目、女池上山3丁目、女池上山4丁目、女池上山5丁目、愛宕3丁目、南出来島1丁目、南出来島2丁目、南長潟、長潟字本村前、字新田前、鳥屋野字中沼、字東割前、大島字割前、女池字西前沢、鐘木、俵柳字木山、久蔵興野字中沖、湖南、長潟字長潟、姥ヶ山1丁目、下大川前通2ノ町、下大川前通3ノ町、下大川前通4ノ町、下大川前通5ノ町、下大川前通6ノ町、下大川前通7ノ町、柳島町1丁目、柳島町2丁目及び柳島町3丁目の各一部

新潟市江南区西野字中田、字下田、茗荷谷字西囲、字東囲、丸山ノ内善之丞組字浦郷、西山字赤田、字木山及び字荒田の各一部

新潟市秋葉区新津東町3丁目、東金沢字大野中、北上字中曾根、字南、下興野字埋堀、字潟端、字中曾根、新津字埋堀、下興野町、北上1丁目及びさつき野2丁目の各一部

新潟市西区小新字白鳥、亀貝字堤、字前田、小針1丁目及び平島字道下の各一部

新発田市富塚町1丁目、富塚町2丁目、富塚町3丁目、荒町字上端、東新町4丁目、板敷字中郷、緑町2丁目、城北町3丁目、新富町2丁目、中田町1丁目、中田町3丁目、小舟町1丁目、小舟町3丁目、中曾根町1丁目、中曾根町2丁目、中曾根町3丁目、舟入町3丁目、新栄町2丁目、鳥潟字弁天、舟入字家裏、字念仏塚、東塚ノ目字細田、小舟渡字神明前、中曾根字通り下、字中坪、奥山新保字泓及び字矢詰の各一部

北蒲原郡聖籠町東港3丁目及び東港4丁目の各一部

◎新潟県告示第336号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

新潟都市計画用途地域

その他

新発田市に係るもの

◎新潟県告示第337号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類

新潟都市計画用途地域

その他

聖籠町に係るもの

◎新潟県告示第338号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 新潟都市計画道路
- 2 名称 3・5・601号 古川諏訪木線  
3・4・602号 戸頭保坂線  
3・2・608号 白根道路  
3・4・701号 仲江通り線  
3・4・704号 大曲・愛宕線  
3・5・708号 堀山外廻り線  
3・3・709号 国道116号巻バイパス

◎新潟県告示第339号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県新潟地域振興

局新津地域整備部及び新潟県新発田地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

都市計画の種類及び名称

- 1 種類 新潟都市計画道路
- 2 名称 3・4・11号 西新発田五十公野線  
3・4・17号 五十公野公園荒町線

#### ◎新潟県告示第340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成23年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 湯沢都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・8号中央線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事業施行期間  
平成17年9月27日から平成24年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### ◎新潟県告示第341号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり変更し、施行する。

平成23年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 川西都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・1号中央通り線他1線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事業施行期間  
平成16年7月21日から平成28年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

#### ◎新潟県告示第342号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次の第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を平成23年3月9日に認可した。

平成23年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 第一種市街地再開発事業の名称  
大手通中央東地区第一種市街地再開発事業
- 2 事務所の所在地  
長岡市東坂之上町1丁目6番地11
- 3 施行認可の年月日  
平成19年12月13日
- 4 変更の内容  
事業施行期間  
平成19年12月18日から平成24年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第343号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局下水道課、新潟県新潟地域振興局地域整備部、新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成23年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画及び燕弥彦都市計画下水道  
名称 西川流域下水道(西川処理区)

## 公 告

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。)第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成23年3月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者  
名 称 DeKKY401  
所在地 新潟市中央区上近江四丁目12番20号  
設置者 株式会社北村開発
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出  
公告日 平成22年12月7日
- 3 意見の概要
  - (1) 新潟市長の意見の概要  
意見なし
  - (2) 長岡市長の意見の概要

意見なし

- (3) 三条市長の意見の概要

意見なし

- (4) 新発田市長の意見の概要

意見なし

- (5) 加茂市長の意見の概要

意見なし

- (6) 燕市長の意見の概要

意見なし

- (7) 五泉市長の意見の概要

意見なし

- (8) 阿賀野市長の意見の概要

意見なし

- (9) 聖籠町長の意見の概要

意見なし

- (10) 弥彦村長の意見の概要

意見なし

- (11) 田上町長の意見の概要

意見なし

- (12) 関係市町村の住民等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

#### 4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

(なお、新潟市経済・国際部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業振興部商工振興課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工観光課、五泉市商工観光課、阿賀野市商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも縦覧可能)

#### 5 縦覧期間

平成23年3月18日から平成23年4月18日まで

### 監査委員公表

#### 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年3月18日

新潟県監査委員 山田 修

新潟県監査委員 斎藤 隆景

新潟県監査委員 内山 五郎

新潟県監査委員 石上 和男

普通会計  
(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
歴史博物館	平成22年12月27日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
精神保健福祉センター	平成23年 2月 4日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
新発田食肉衛生検査センター	平成23年 1月13日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
長岡食肉衛生検査センター	平成22年12月21日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
あけぼの園	平成22年12月27日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
新潟学園	平成22年12月27日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
三条テクノスクール	平成23年 1月28日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
魚沼テクノスクール	平成23年 1月27日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成23年 1月27日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(指摘事項) 1 生活保護費徴収金(生活保護法第78条)について、平成22年11月30日現在、過年度調定分2件3,550,000円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 児童家庭費負担金について、平成22年11月30日現在、過年度調定分249件3,476,510円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 3 障害福祉費負担金(児童福祉施設)について、平成22年11月30日現在、過年度調定分98件1,536,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項
--	--	--------	--------------------------------	--

## (十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成23年 2月 4日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に関する事項

## (柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成23年 1月28日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上

## (糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成23年 2月 4日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上

## (教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
教育センター	平成22年12月28日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上

近代美術館 万代島美術館	平成23年 1月24日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
阿賀黎明中学校	平成23年 1月21日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
新潟東高等学校	平成23年 1月25日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新潟北高等学校	平成23年 1月12日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項
新潟工業高等学校	平成23年 2月 2日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
新潟向陽高等学校	平成23年 1月 6日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新潟翠江高等学校	平成23年 1月19日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
巻総合高等学校	平成23年 1月11日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
西川竹園高等学校	平成23年 2月 8日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
新津高等学校	平成23年 1月19日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
新津工業高等学校	平成23年 1月11日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
白根高等学校	平成23年 1月31日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
五泉高等学校	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項

阿賀黎明高等学校	平成23年 1月21日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
新発田高等学校	平成23年 1月31日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(指摘事項) グラウンド防球防砂ネットについて、財産台帳への登載手続が未了であった。 教育財産事務取扱規則に基づいた事務手続を行われたい。
西新発田高等学校	平成23年 1月24日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項
新発田南高等学校	平成22年12月21日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
新発田農業高等学校	平成23年 2月 8日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
村上桜ヶ丘高等学校	平成23年 1月 5日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
荒川高等学校	平成23年 1月13日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
中条高等学校	平成23年 1月 6日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
阿賀野高等学校	平成23年 2月 8日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
長岡農業高等学校	平成23年 1月 7日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
長岡工業高等学校	平成23年 1月24日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
長岡商業高等学校	平成22年12月14日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
栃尾高等学校	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上



		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	適正と認めた。
見附高等学校	平成22年12月27日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
新潟県中央工業高等学校	平成23年 1月21日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
燕高等学校	平成23年 2月 8日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
吉田高等学校	平成22年12月21日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
分水高等学校	平成23年 1月26日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
加茂高等学校	平成23年 1月24日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
加茂農林高等学校	平成23年 1月26日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
小千谷高等学校	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
小千谷西高等学校	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
小出高等学校	平成22年12月22日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
国際情報高等学校	平成23年 1月 6日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 高等学校授業料に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
八海高等学校	平成22年12月22日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
塩沢商工高等学校	平成22年12月22日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。

		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
十日町総合高等学校	平成22年12月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
川西高等学校	平成23年 1月11日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
松代高等学校	平成22年12月14日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
柏崎高等学校	平成22年12月24日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
柏崎常盤高等学校	平成23年 1月28日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
柏崎総合高等学校	平成22年12月16日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
高田北城高等学校	平成22年12月21日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
高田農業高等学校	平成23年 1月 7日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
上越総合技術高等学校	平成23年 2月 8日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(指摘事項) 環境デザイン科棟情報実習室から出火し、 実習室、備品類等を損傷した事故があった。 平成19、20年度及び平成21年度と3年連続 して事故が発生していることから、校舎施設 管理を徹底し、再発防止に万全を期されたい。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
高田商業高等学校	平成22年12月16日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
直江津高等学校	平成23年 1月31日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 旅費に関する事項
有恒高等学校	平成22年12月16日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。

安塚高等学校	平成22年12月21日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
新井高等学校	平成22年12月22日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
糸魚川白嶺高等学校	平成22年12月21日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
柏崎翔洋中等教育学校	平成23年 1月 6日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
燕中等教育学校	平成23年 2月 8日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
津南中等教育学校	平成22年12月20日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
直江津中等教育学校	平成23年 1月31日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
長岡聾学校	平成22年12月14日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
村上養護学校	平成23年 1月 6日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
月ヶ岡養護学校	平成23年 2月 8日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 給与に関する事項
		平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
はまなす養護学校	平成22年12月16日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
		平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
はまぐみ養護学校	平成23年 2月 4日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
		平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上

上越養護学校	平成22年12月17日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	同 上
吉田養護学校	平成23年 1月11日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上
新潟県立幼稚園	平成23年 1月12日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟東警察署	平成23年 2月 2日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
江南警察署	平成23年 1月13日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	適正と認めた。
村上警察署	平成23年 2月 4日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
胎内警察署	平成23年 1月13日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
新発田警察署	平成22年12月24日	平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	適正と認めた。
新潟北警察署	平成23年 1月12日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
津川警察署	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
五泉警察署	平成23年 1月20日	平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
秋葉警察署	平成23年 1月24日	平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

西蒲警察署	平成23年 2月10日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
三条警察署	平成23年 2月 4日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	(指摘事項) 職員が平成22年2月2日公用車を運転中、 前方不注意により店舗サッシ戸等に衝突し、 相手方に3,186,306円の損害賠償をしたほ か、公用車の修理費として240,229円支出し たものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として職員 の安全運転の徹底に努められたい。
小千谷警察署	平成23年 1月 5日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
小出警察署	平成22年12月22日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	同 上
十日町警察署	平成23年 1月 5日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(指摘事項) 平成22年7月1日に職員が公用車を運転中、 ハンドル操作を誤り左縁石に衝突し、公用車 を1台廃棄処分することとしたものがあつた。 県民の交通事故防止を担う警察として職員 の安全運転の徹底に努められたい。
		平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
南魚沼警察署	平成23年 1月 5日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年 9月30日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年10月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項 遺失物の取扱いに関する事項
柏崎警察署	平成23年 2月10日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成21年度	平成21年12月 1日から 平成22年 3月31日まで	適正と認めた。
妙高警察署	平成22年12月22日	平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年11月30日まで	同 上
		平成21年度	平成21年11月 1日から 平成22年 3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
		平成22年度	平成22年 4月 1日から 平成22年10月31日まで	適正と認めた。

公安委員会規則

**新潟県公安委員会規則第8号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則を次のように定める。

平成23年3月18日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）及び新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年新潟県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(風俗営業の不許可の通知)

**第2条** 法第5条第3項の規定による許可をしないときの通知は、別記様式第1号により行うものとする。

(風俗営業の承認等)

**第3条** 法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項（法第20条第10項において準用する場合を含む。）の規定による承認は別記様式第2号により、不承認は別記様式第3号により行うものとする。

(特例風俗営業者の不認定の通知)

**第4条** 法第10条の2第4項の規定による認定をしないときの通知は、別記様式第4号により行うものとする。

(管理者の解任勧告)

**第5条** 法第24条第5項の規定による管理者の解任の勧告は、別記様式第5号により行うものとする。

(許可の取消し等)

**第6条** 法第8条若しくは第26条第1項の規定による許可の取消し、法第10条の2第6項の規定による特例風俗営業者の認定の取消し、法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第34条第2項、第35条、第35条の2、第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定による営業停止命令又は第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号若しくは第31条の15第2項の規定による営業廃止命令は、別記様式第6号により行うものとする。

(指示等)

**第7条** 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による指示は、別記様式第7号により行うものとする。

2 法第31条の9第2項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告は、別記様式第8号により行うものとする。

3 法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定による必要な措置をとるべきことの命令は、別記様式第9号により行うものとする。

(報告又は資料の提出要求)

**第8条** 法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出要求は、別記様式第10号により行うものとする。

(聴聞開催の公示)

**第9条** 法第41条第2項の規定による聴聞開催の公示は、別記様式第11号により行うものとする。

(医師の指定)

**第10条** 法第41条の2の規定による医師の指定は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから行うものとする。

2 前項の規定による医師を指定したときは、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、その氏名、勤務する医療機関の所在地及び名称を告示するものとする。

(所轄庁に対する通知)

**第11条** 法第42条の規定による所轄庁に対する通知は、別記様式第12号により行うものとする。

(風俗営業の制限を除外する地域)

**第12条** 条例第3条第1項ただし書の規定により、周辺の環境を勘案して定める地域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第3条第1項第2号アの規定により、一般国道に準ずるものとして定める道路は、別表第2のとおりとする。

(習俗的行事その他の特別な事情のある日等)

**第13条** 条例第4条第4号の規定により、習俗的行事その他の特別な事情のある日及び地域として定める日及び地域は、公安委員会が告示する日及び地域とする。

(午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域)

**第14条** 条例第4条の2の規定により、午前1時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として定める地域は、別表第3のとおりとする。

(ストリップ劇場等の営業の禁止を除外する地域)

**第15条** 条例第10条第2号の規定により、周辺の環境を勘案して定める温泉地及び観光地の地域は、別表第4のとおりとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止を除外する地域)

**第16条** 条例第12条ただし書の規定により、周辺の環境を勘案して定める地域は、別表第1のとおりとする。

(委任規定)

**第17条** この細則に定めるもののほか、事務取扱に関し必要な事項は、新潟県警察本部長が定めるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の廃止)

2 新潟県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和60年新潟県公安委員会規則第4号)は、廃止する。

別表第1 (第12条、第16条関係)

市区町村名	地 域
新潟市 北 区	松浜本町1丁目3141番87及び3141番88の地域、松浜7丁目6番4、6番5、6番22及び6番23の地域、松浜東町2丁目2926番6、2926番16、2926番29及び2926番30の地域、早通北1丁目1番及び9番の地域(住居表示)、早通南1丁目1番及び5番の地域(住居表示)、白新町2丁目7番、10番、3丁目7番及び10番の地域(住居表示)、嘉山1丁目1646番1、1755番及び1756番の地域、北陽1丁目720番1、720番2、721番1、722番1から722番3まで、723番2、725番1、725番2、726番1から726番3まで、727番1、727番4、727番5、728番3、729番6、739番、2446番4、2446番5、2446番8、2447番1、2448番1、2449番及び2450番、2丁目810番1、811番1、812番2、812番5、813番3、2480番15、2480番23、2480番43及び2480番44の地域、木崎740番1の地域
新潟市 東 区	藤見町2丁目31番から34番まで、35番1、35番2、36番、37番1から37番3まで、38番、39番、40番1、40番3、40番45、40番94、40番186、40番212、40番227及び40番228の地域、江南6丁目4番1の地域、上木戸1丁目18番51及び21番10の地域、河渡新町1丁目5番の地域(住居表示)、河渡1丁目丙40番、41番、42番5、42番7、42番8、43番1、43番6及び43番12の地域、物見山2丁目13番の地域(住居表示)、北葉町1番の地域(住居表示)、秋葉通2丁目6番1、6番2及び7番の地域、古川町2番の地域(住居表示)
新潟市 中央区	南笹口1丁目15番及び2丁目1番の地域(住居表示)、女池字西前沢1790番、1793番2、1793番7、1793番12、1793番18、1795番2及び1803番1の地域、女池神明1丁目1606番1、1607番1及び1607番5の地域、上近江3丁目142番1、143番1及び143番4の地域、堀之内南1丁目16番の地域(住居表示)、新和1丁目63番1、63番7及び63番8の地域、幸町139番1の地域、南万代町2番の地域(住居表示)、南万代町1169番1及び1186番2の地域、紫竹山7丁目257番1、258番、259番、260番1及び260番2の地域、沼垂東3丁目5番の地域(住居表示)、幸西3丁目248番1、248番9及び248番13から248番16までの地域、西堀通7番町及び8番町の地域、西堀前通8番町及び9番町の地域、西大畑町570番、571番、573番から575番まで、576番1、583番甲2、583番3、584番及び584番子の地域、北大畑町545番及び546番の地域、川岸町1丁目38番1から38番3まで、2丁目1番1、1番7、14番1及び14番2の地域、一番堀通町1番1及び1番6の地域、学校町通2番町5268番2、5268番15、5268番23、5268番25、5270番4、5272番2及び5305番4の地域
新潟市 江南区	曾川字古堤甲138番及び139番の地域、横越中央4丁目8879番1、8879番2、8881番1、8881番3及び8881番4の地域、亀田四ツ興野5丁目445番1、445番2、448番3及び448番12の地域、東本町4丁目758番1及び5丁目329番1の地域、西町4丁目2035番12、2044番1及び2045番1の地域、城所1丁目甲1415番3、1415番5、1415番6、1416番1、1416番3、1417番3、1418番1から1418番3まで、1418番7及び1418番8の地域、曙町1丁目688番9及び688番20の地域、袋津3丁目3602番の地域、砂岡1丁目3796番3、3796番6、3796番8及び3796番9の地域、旭3丁目1128番11の地域



新潟市 秋葉区	新津字山谷南4521番2、4522番1及び4522番3の地域、荻島3丁目20番の地域(住居表示)、善道町2丁目9番の地域(住居表示)、山谷町1丁目3606番1及び3609番1の地域、小須戸99番、127番、128番1及び字雁巻95番4の地域
新潟市 南区	白根2250番1から2250番14の地域、能登496番4の地域、杉菜731番1の地域、能登2丁目376番3、376番4、376番7及び376番10の地域、白根水道町161番6、162番1、163番1、163番2、164番1、164番2、171番3及び172番1の地域
新潟市 西区	寺尾台1丁目6番の地域(住居表示)、大野字村上183番1及び184番1の地域、坂井字村上723番1、724番1、724番2、725番1、725番2及び726番1の地域、寺尾朝日通27番の地域(住居表示)、青山1丁目2番及び2丁目5番の地域(住居表示)、青山字道下169番2、170番1及び170番4の地域、青山2丁目170番2の地域、小針南台3番の地域(住居表示)、内野町1354番1の地域、内野西2丁目3463番1、3464番1、3465番1及び3468番の地域、山田字五反場及び字中道上の西の地域
新潟市 西蒲区	巻甲4051番1、4051番6、4051番7、4052番1、4052番3及び4052番6から4052番9までの地域、漆山2885番1、2885番2、2886番2、2886番6から2886番8まで、2887番1、2888番1、2889番3、2889番5、2891番1から2891番3まで、2892番、2893番1、2894番1から2894番3まで及び6404番1の地域
長岡市	宮内1丁目270番2、1054番及び1055番の地域、四郎丸2丁目9番及び10番の地域、大島本町2丁目11番7から11番12まで、11番21及び11番30の地域、大島新町4丁目乙49番から乙52番までの地域、東神田1丁目2番の地域(住居表示)、美沢2丁目43番1から43番5まで、44番1、44番2、44番6、44番10、44番11、44番13、45番3、45番6、46番11から46番13まで、46番15から46番17まで及び3丁目216番の地域、曙1丁目3番19及び3番20の地域、笹崎1丁目4番5及び4番8の地域、下条町大字鴻巣2828番1、2828番7、2828番8及び2828番10の地域、今朝白2丁目910番9、910番12、甲1052番1、甲1052番39、甲1052番44及び1052番45の地域、与板町与板410番1、410番2、411番1、411番2、412番2、413番2、414番2、415番、416番1、乙6032番1から乙6032番3まで及び字馬場丁甲14番の地域
三条市	居島5番、7番及び8番の地域(住居表示)、本町2丁目1番の地域(住居表示)、東裏館1丁目1番の地域(住居表示)、東裏館1丁目2563番1及び2563番19の地域、西四日町3丁目1184番5の地域、北四日町22番の地域(住居表示)、横町1丁目10番及び2丁目3番の地域(住居表示)、横町2丁目1103番及び1104番の地域、興野2丁目18番及び3丁目11番の地域(住居表示)、島田2丁目5番及び7番の地域(住居表示)、由利2番の地域(住居表示)、西裏館1丁目1344番の地域、田島1丁目2368番1、2368番2、2368番5、2370番4、2370番5、2丁目2513番2及び2514番1の地域、西大崎2丁目2138番1、2138番3、2139番1、2140番2及び2140番4の地域、北新保2丁目1023番1、1024番8、1034番1、1034番3、1034番4、1035番、1035番2、1045番1、1045番2、1045番5、1045番6、1046番1及び1046番3の地域

柏崎市	栄町9番から11番までの地域(住居表示)、西本町1丁目7番、11番及び2丁目11番の地域(住居表示)、四谷1丁目3番の地域(住居表示)、西港町5番の地域(住居表示)、中浜1丁目5番の地域(住居表示)、番神2丁目10番の地域(住居表示)、日吉町3番の地域(住居表示)、諏訪町10番の地域(住居表示)、松波1丁目4番の地域(住居表示)、幸町1番、2番及び8番の地域(住居表示)
新発田市	中央町4丁目236番5及び236番12から236番14までの地域、大手町2丁目727番及び727番1の地域、諏訪町1丁目6557番1、6557番3、6557番4及び6558番1の地域、城北町3丁目447番4、447番6、447番7、448番1、449番1、449番3、450番1及び450番5の地域、大栄町7丁目6番の地域(住居表示)、本田字大沼3765番1、3766番、3767番及び3768番1の地域、月岡の地域
小千谷市	本町2丁目340番1、341番1、342番1、528番、529番1及び531番2の地域、城内2丁目1513番1、1513番4、1514番1、1514番2、1515番1、1515番2、1516番1、1517番、1520番、1521番1、1521番2、1530番1、1530番2、1530番10、1531番1及び1531番2の地域
加茂市	神明町2丁目3176番29、3176番79及び3176番80の地域、青海町1丁目361番3及び362番1の地域、仲町236番の地域、番田12番の地域(住居表示)、矢立4番の地域(住居表示)、旭町16番の地域(住居表示)、五番町707番3及び708番3の地域、大字加茂229番及び229番1の地域
十日町市	宇都宮23番1から23番3までの地域
見附市	南本町1丁目107番30、本町2丁目116番36、117番12及び117番13の地域、今町2丁目1772番1、1773番10、1774番2、1775番1、1775番2、1776番、1777番1、1778番1から1778番3まで、1779番1、1779番2、1780番、1781番、1782番、1783番2、1785番2、1786番、1787番2、1790番2、1795番、3丁目243番7、244番2、1686番1及び1686番3の地域
村上市	飯野桜ヶ丘1番の地域(住居表示)、細工町4番の地域(住居表示)、山居町1丁目1番1号から1番11号まで及び2番18号から2番32号までの地域(住居表示)、南町2丁目12番1号から12番15号まで及び13番45号から13番53号までの地域(住居表示)、坂町3582番から3586番まで、3614番2及び3615番から3617番までの地域
燕市	秋葉町4丁目4839番1、4839番2、4839番9、4839番10、4839番15及び4839番16から4839番18までの地域、水道町1丁目14番の地域(住居表示)、五千石2776番1及び2791番の地域、上諏訪2096番1、2096番3及び2099番3の地域、地藏堂2561番7、2561番8及び2563番4の地域、分水新町1丁目2569番3の地域、大武新田72番5、72番8及び4952番1の地域
糸魚川市	大町1丁目6番の地域(住居表示)
妙高市	東雲町の地域、高柳1丁目31番2、32番1、32番5、32番6、33番1、33番6、33番7、43番1から43番3まで、44番1、45番1、46番、47番1、47番3、48番1及び48番6の地域
五泉市	泉町1丁目2826番及び2827番2の地域、馬場町1丁目6番及び7番の地域(住居表示)、吉沢1丁目2番の地域(住居表示)、赤海2丁目318番1、319番2、365番1、365番2、366番6及び366番7の地域、宮町3番の地域(住居表示)、旭町3番の地域(住居表示)、村松甲2282番の地域、村

	松乙289番10、289番12及び476番の地域
上越市	中央1丁目358番4から358番6まで、358番8、3丁目815番1、815番2、817番1、817番2、818番1、818番2、819番1、819番2、820番1、820番2、821番1、821番2、822番1、822番2、823番1、823番2、824番1、824番2、825番1、825番2、826番1、826番2、832番1、832番2、832番乙及び1202番13から1202番15までの地域、西本町4丁目228番の地域、住吉町54番甲の地域、川原町3337番1及び3478番3の地域、大字下源入267番1及び267番2の地域、大和3丁目782番、783番、784番1、784番4、785番、785番1、785番2、786番1、786番2、786番子、789番、790番、791番1、792番3及び793番の地域、西城町3丁目3番の地域(住居表示)、寺町2丁目1番の地域(住居表示)、上越市道中田原・高田公園線のうち、上越市中通町8番先から南高田町1番先までの区間及び同市中通町6番先から南本町3丁目14番先までの区間で、同線の道路敷地境界からそれぞれ30メートル以内の地域
阿賀野市	中島町1番の地域(住居表示)、岡山町7番の地域(住居表示)、外城町6番15号(住居表示)、3975番4、3975番14、3975番15、3975番30、3975番31及び3977番3の地域、中央町1丁目10番の地域(住居表示)
佐渡市	河原田諏訪町の国道350号線の南側であって、かつ、清江川の東側の地域、河原田諏訪町91番3、117番1、121番14、206番12及び206番16の地域、河原田本町165番、286番4、291番、369番5、370番2及び370番3の地域、中原376番2、682番、700番3及び710番4の地域、窪田字砂原978番1、978番3、978番4、981番3、981番6、1005番5、1103番10、1103番80、字浜928番3、977番1、980番1、980番2、980番4、980番5、983番1、983番2、1013番、字砂浜1019番1、1019番2及び1103番1の地域
南魚沼市	坂戸字道端74番1から74番4まで、75番1、75番2、字道下292番5、292番6、字中島495番1、495番2及び496番1の地域、小栗山字長表346番、347番1及び347番6の地域、六日町字野際2430番の地域、石打のうち字小黒川端、字西ノ田、字中坪、字三十苅、字塩沢入口、字諏訪、字十二木、字根岸、字北沢及び字瀬戸川原50番3の地域、塩沢字樋渡374番1、374番4、374番5、374番10、375番、字天神232番1、233番及び234番の地域
胎内市	新和町336番3、336番4、338番1、340番3、488番2、488番3、488番5及び2321番1の地域、野中336番1、336番5、347番1、347番2、349番1、349番2、488番4から488番6まで、488番9、496番1及び496番2の地域
西蒲原郡 弥彦村	大字弥彦の地域及び大字走出の地域
南蒲原郡 田上町	大字吉田新田丁322番3、323番1から323番5まで、323番10、324番1及び字大清水沢乙550番1の地域
東蒲原郡 阿賀町	津川50番、63番、63番3、3706番、字五百刈3番1、3番2、3番寅、字古鉄砲町57番1から57番3まで及び57番6の地域

**別表第2** (第12条関係)

- (1) 主要地方道新潟亀田内野線 (新潟市西区青山2丁目5番1号地先から同区内野町760番1地先までの区間に限る。)
- (2) 主要地方道長岡栃尾加茂線 (加茂市の区間に限る。)
- (3) 主要地方道小出奥只見線 (魚沼市小出島の区間に限る。)
- (4) 県道宮本大島線 (長岡市大島本町4丁目103番地先から同市喜多町字下川原955番地6地先までの区間に限る。)
- (5) 県道野田西本線 (柏崎市扇町671番1地先から同市扇町681番3地先までの区間に限る。)
- (6) 県道西飛山能生線 (糸魚川市大字能生1200番地先から同市大字能生2583番地先までの区間に限る。)
- (7) 新潟市道松浜本村14号線 (新潟市北区松浜町3645番13地先から同区松浜町4019番7地先までの区間に限る。)
- (8) 新潟市道小針内野療養所線 (新潟市西区小針南台1731番地先から同区小針南台1492番2地先までの区間に限る。)
- (9) 新潟市道榎谷小路青山線 (新潟市西区青山2丁目225番1地先から同区青山1丁目10番1地先までの区間に限る。)
- (10) 三条市道裏館古城線 (三条市元町14番15号地先から同市元町16番4号地先の区間に限る。)
- (11) 柏崎市道2の1号線 (柏崎市日吉町65番1地先から同市扇町791番1地先までの区間に限る。)
- (12) 上越市道本町7丁目国道線 (上越市本町7丁目3番地先から同市栄町3番地先までの区間に限る。)

**別表第3** (第14条関係)

新潟市中央区のうち、弁天1丁目、花園1丁目 (2番及び3番の地域に限る。)、東大通1丁目、東堀前通8番町、同9番町、東堀通8番町、同9番町、古町通8番町、同9番町、西堀前通8番町及び同9番町の地域

**別表第4** (第15条関係)

- (1) 新発田市月岡の地域
- (2) 村上市瀬波温泉1丁目から3丁目までの地域
- (3) 妙高市大字赤倉の地域 (都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第7号の規定による名香山風致地区を除く。)
- (4) 佐渡市相川下戸浜町の地域
- (5) 佐渡市夷及び夷新のうち、市道夷21号の南西で、かつ、市道夷17号線の南東の地域
- (6) 魚沼市大湯温泉の地域
- (7) 南魚沼郡湯沢町大字湯沢の地域

別記様式第1号（第2条関係）

第 号

## 不 許 可 通 知 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の許可については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第4条の規定により許可しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第2号 (第3条関係)

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の  
については、次のとおり承認する。

承認申請

記

承認事由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

別記様式第3号（第3条関係）

第 号

## 不承認通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の  
については、次の理由により承認しない。

承認申請

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号(第4条関係)

第 号

## 特例風俗営業者不認定通知書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

年 月 日付けで申請のあった風俗営業の特例風俗営業者認定申請については、次の理由により認定しない。

記

理 由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。



別記様式第5号 (第5条関係)

第 号  
風 俗 営 業 管 理 者 解 任 勧 告 書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第24条第5項の規定により、次の管理者について解任を勧告する。

## 記

## 1 風俗営業所

風俗営業の種別 第 号営業（ ）  
営業所の所在地  
営業所の名称

## 2 解任を勧告する管理者

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生（ 歳）

## 3 解任を勧告する理由

理由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

別記様式第6号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

名 称  
所 在 地  
氏名(代表者)

新潟県公安委員会 印

処 分 通 知 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 条第 項第 号の規定により、次のとおり処分する。

記

1 処 分

2 処分の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 別記様式第7号 (第7条関係)

第 年 月 日  
号名 称  
所 在 地  
氏名(代表者)

新潟県公安委員会 印

## 指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第 条第 項第 号の規定により、次のとおり指示する。

## 記

指 示 理 由	
指 示 事 項	
履 行 期 限	

## (教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第8号 (第7条関係)

第 号

勸告書

住所又は居所

氏名又は名称

殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第31条の9第2項の規定により、次の措置をとるべきことを勧告する。

記

1 自動公衆送信装置設置者

2 必要なとるべき措置

3 勧告する理由

年 月 日

新潟県公安委員会 印

## 別記様式第9号 (第7条関係)

第 年 月 日  
号名 称  
所 在 地  
氏名(代表者)

新潟県公安委員会 印

## 措置命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第 条第 項第 号の規定により、次のとおり措置することを命ずる。

## 記

措 置 理 由	
措 置 事 項	
履 行 期 限	

## (教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第37条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を要求する。

記

報告事項 又 は 提出資料	
報告又は 提出期限	年 月 日
報告又は 提 出 先	
報告又は 資 料 の 提 出 を 要 求 す る 理 由	

別記様式第11号 (第9条関係)

## 聴聞開催公示書

法第 条第 項第 号の規定による聴聞を行うので、  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条  
第2項の規定により公示する。

年 月 日

新潟県公安委員会 印

1 聴聞の期日

2 聴聞の場所

3 不利益処分の名あて人となるべき者

住 所 (法人の場合は本店所在地)	氏名 (法人の場合は法人名 及びその代表者の氏名)

別記様式第12号 (第11条関係)

第 号  
年 月 日

殿

新潟県公安委員会 印

### 不利益処分決定通知書

当公安委員会では、 年 月 日付けで次の不利益処分を決定したので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第42条の規定により通知する。

記

- 1 被処分者  
住 所  
営 業 所  
営業所名  
営 業 者
- 2 処分の内容
- 3 処分の理由



公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成23年新潟県公安委員会規則第8号）第13条の規定により、新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が定める習俗的行事その他の特別な事情のある日は、次の表の左欄に掲げる行事がある日（初日を除き、最終日の翌日を含む。ただし、その開催日が1日の場合にあつては、当該日の翌日とする。）とし、公安委員会が定める地域は、当該行事の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる地域とする。

平成23年3月18日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

行 事	地 域
新潟まつり かめだ祭り	新潟市中央区、東区、西区及び江南区の地域
悠久山桜まつり 長岡まつり	長岡市の地域
三条夏まつり	三条市の地域
えんま市 ぎおん柏崎まつり	柏崎市の地域
城下町新発田まつり	新発田市の地域
おぢやまつり	小千谷市の地域
加茂まつり(青海神社春季祭礼) 上条まつり(長瀬神社春季祭礼) 青海神社秋季祭礼 長瀬神社秋季祭礼	加茂市の地域
十日町雪まつり	十日町市の地域
村上大祭 瀬波大祭	村上市の地域
飛燕夏まつり 分水まつり	燕市の地域
糸魚川おまんた祭り	糸魚川市の地域
高田城百万人観桜会 上越まつり	上越市の地域
諏訪神社礼大祭 羽茂まつり 鉦山祭	佐渡市の地域
両津七夕・川開き 小木港祭り	
小出まつり	魚沼市の地域
堀之内十五夜まつり 南魚沼市雪まつり	南魚沼市の地域

◎新潟県公安委員会告示第14号

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)

附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者に対する審査を次のとおり実施する。

平成23年3月18日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

1 審査の対象者

審査の対象者は、新潟県内に住所地を有する者、所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員又は新潟県公安委員会から警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けた者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 旧規則第1条に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した警備員であつて、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であつて、平成17年11月21日において、現に当該旧検定に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの

2 審査の種別及び級

次の表の左欄に掲げる警備業務の種別及び級に対応する同表の右欄に掲げる警備業務の種別及び級について審査を実施する。

旧検定に係る警備業務の種別及び級	審査に係る警備業務の種別及び級
空港保安警備1級	空港保安警備業務1級又は2級
空港保安警備2級	空港保安警備業務2級
常駐警備1級	施設警備業務1級又は2級
常駐警備2級	施設警備業務2級
交通誘導警備1級	交通誘導警備業務1級又は2級
交通誘導警備2級	交通誘導警備業務2級
核燃料物質等運搬警備1級	核燃料物質等危険物運搬警備業務1級又は2級
核燃料物質等運搬警備2級	核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
貴重品運搬警備1級	貴重品運搬警備業務1級又は2級
貴重品運搬警備2級	貴重品運搬警備業務2級

3 審査の方法

書面審査とする。

4 申請手続

(1) 受付期間

平成23年4月20日(水)から平成23年11月30日(水)まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

## (2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

## (3) 申請先

原則として、次の表の左欄に掲げる申請者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる警察署とする。

申請者の区分	申請先
新潟県内に住所を有する者	住所を管轄する警察署
所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員（新潟県内に住所を有する者を除く。）	営業所の所在地を管轄する警察署
上記以外の者	新潟県内いずれかの警察署

## (4) 提出書類

申請者は、検定審査申請書1通に次に掲げる書面を添付の上、提出すること。

ア 写真1枚（検定審査申請書を提出する前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 旧合格証の写し1通

ウ 1の(1)又は(2)に該当することを疎明する書面（警備業務従事証明書、指定講習講師従事証明書等）

エ 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者は、次に掲げるもののいずれかの書面

(ア) 新潟県内に住所を有する者は、当該住所を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）

(イ) 所属する警備業の営業所が新潟県内にある警備員は、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所の所属証明書等）

## (5) 提出方法

原則として、申請者本人が、(3)の申請先に持参するものとする。ただし、申請者が警備員である場合で、かつ、やむを得ない事情があるときは、申請者の所属する営業所の従業員が持参することを認める。

## (6) 結果の通知

審査の結果は、申請先の警察署を通じて通知する。

## 5 手数料

手数料は、徴収しない。

## 6 審査に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係  
電話番号025-285-0110（代表）